

○高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例

昭和48年12月24日

条例第21号

(平10条17・改称)

改正 昭和57年12月20日条例第21号
昭和59年 9 月28日条例第17号
昭和60年 3 月30日条例第 5 号
平成 3 年 5 月30日条例第 6 号
平成 6 年 9 月22日条例第18号
平成10年12月16日条例第17号
平成11年 9 月29日条例第11号
平成12年12月15日条例第21号
平成12年12月15日条例第25号
平成16年 9 月30日条例第13号
平成18年 3 月28日条例第10号
平成18年 6 月27日条例第13号
平成18年 9 月27日条例第19号
平成20年 3 月27日条例第 4 号
平成26年 6 月20日条例第13号
平成26年 6 月20日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者及び知的障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって身体障害者及び知的障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平10条17・一改)

(対象者)

第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、高石市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当する者
- (2) 規則で定める判定機関において知的障害の程度が重度、中度又は軽度であると判定された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者

(4) 前3号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法又は社会保険各法の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主若しくは組合員であつた者を含む。）又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員若しくは加入者であつた者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者

(5) 高石市老人の医療費の助成に関する条例（昭和46年高石市条例第24号）による老人医療費の支給を受けることができる者

（昭57条21・昭59条17・昭60条5・平3条6・平10条17・平11条11・平12条21・平16条13・平18条10・平20条4・平26条13・平26条14・一改）

（所得制限）

第2条の2 前条の規定にかかわらず、前年（各年の1月から6月までの間に新たに適用を受けることになる者にあつては、前々年）の所得が規則で定める額を超える者は、対象者としな

2 前項の規定にかかわらず、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日まで、前項の規定は適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及びその額の計算方法については規則で定める。

4 第1項の規定にかかわらず、同項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項に規定された額以下になるものは除く。

（平16条13・追加）

（助成の範囲）

第3条 市は、対象者の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び家族療養費について保険給付が行われた場合（食事の提供たる療養に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者

等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。

(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。

(2) 社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（昭60条5・全改、平6条18・平11条11・平12条25・一改、平16条13・全改、平18条19・平26条13・一改）

（助成の適用）

第4条 前条の規定による医療費の助成は、次条の申請があつた日から適用する。ただし、災害その他やむを得ない理由により申請することができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、その理由により申請することができなかつた日から適用する。

（平11条11・一改）

（申請）

第5条 この条例の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（平11条11・一改）

（医療証の交付）

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その資格を審査し、市長が別に定める医療証を交付する。

（平11条11・一改）

（医療証の提示）

第7条 前条の規定により医療証の交付を受けた者が、市長と契約を締結した病院、診療所又は薬局（以下「契約医療機関等」という。）において療養を受けようとするときは、医療証を提示しなければならない。

（昭60条5・平11条11・一改）

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成額を市長が契約医療機関等に支払うことによつて行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（昭60条5・平3条6・平11条11・一改）

（損害賠償との調整）

第9条 市長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(昭60条5・一改)

(届出義務)

第10条 医療証の交付を受けた者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があつたときは、速やかに届け出なければならない。

(昭60条5・平11条11・一改)

(譲渡等の禁止)

第11条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(昭60条5・一改)

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、その助成を受けた医療費の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭60条5・全改)

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月20日条例第21号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月28日条例第17号)

この条例は、昭和59年11月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、既にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例及び高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例の規定により医療証の交付を受けている者については、第1条による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例第2条第3号及び第3条による改正後の高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例第2条第3項第4号の規定にかかわらず、老人の医療費の助成に係る者については昭和60年6月30日までの間、母子家庭の医療費の助成に係る者については昭和60年10月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成3年5月30日条例第6号)

この条例は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成6年9月22日条例第18号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成6年9月30日以前の入院医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成10年12月16日条例第17号）
（施行期日等）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第2条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第1項の改正規定、第3条中高石市身体障害者及び精神薄弱者の医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の改正規定、第7条中高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例第2条第2項第4号の改正規定及び第8条中高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例第4条第1項の改正規定（「若しくは組合員」を「、組合員若しくは加入者」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市被用者保険の被保険者等に対する医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成11年9月29日条例第11号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第21号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成12年12月15日条例第25号）抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月30日条例第13号）

改正 平成18年6月27日条例第13号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例、高石市母子家庭の医療費の助成に関する条例及び高石市乳幼児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の高石市老人の医療費の助成に関する条例（以下「旧老人医療条例」という。）の規定による対象者である者については、施行日から平成17年7月31日又は当該対象者が70歳に達する日の属する月の末日のいずれ

か早い日までの間に限り、第1条の規定による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例の対象者とみなす。

- 4 旧老人医療条例第2条第1項第1号の規定は、同号に規定する対象者が昭和9年11月2日から昭和14年10月31日までの間に生まれた者である場合については、その者が70歳に達する日の属する月の末日までの間において、なおその効力を有する。
- 5 前項の規定を適用する場合においては、旧老人医療条例第2条第1項第1号中「減免されている場合」とあるのは「減免されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額（税法第292条第1項第13号に定める合計所得金額をいう。以下同じ。）が125万円以下の者を含む。）」と、「課されている場合」とあるのは「課されている場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」と、「課されることとなる場合」とあるのは「課されることとなる場合（65歳以上の者にあつては、前年（1月から6月までの間に新たな適用を受けようとする者にあつては、前々年）の合計所得金額が125万円以下の者を除く。）」とする。

（平18条13・追加）

附 則（平成18年3月28日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年6月27日条例第13号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日条例第19号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 この条例による改正後の高石市老人の医療費の助成に関する条例、高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月20日条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中高石市老人の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定、第2条中高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定及び第3条中高石市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月20日条例第14号）
（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の高石市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、同日前に係る医療費については、なお従前の例による。